

平成 29 年度後期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「省令」という。）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成 29 年 9 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

(1) 特級…………… 25 職種

| | | | | |
|-------|---------|-----------|----------|----------|
| 鋳造 | 金属プレス加工 | ダイカスト | 自動販売機調整 | 建設機械整備 |
| 金属熱処理 | 工場板金 | 電子機器組立て | 光学機器製造 | 婦人子供服製造 |
| 機械加工 | めっき | 電気機器組立て | 内燃機関組立て | 紳士服製造 |
| 放電加工 | 仕上げ | 半導体製品製造 | 空気圧装置組立て | プラスチック成形 |
| 金型製作 | 機械検査 | プリント配線板製造 | 油圧装置調整 | パン製造 |

(2) 1 級及び 2 級…………… 29 職種 37 作業

| 職種名 | 作業名 | 職種名 | 作業名 |
|------------|------------------|-----------|---------------------|
| さく井 | パーカッション式さく井工事 | 石材施工 | 石材加工 |
| | ロータリー式さく井工事 | パン製造 | パン製造 |
| 工場板金 | 機械板金 | 菓子製造 | 和菓子製造 |
| | 数値制御タレットパンチプレス板金 | 建築大工 | 大工工事 |
| 機械検査 | 機械検査 | かわらぶき | かわらぶき |
| 電気機器組立て | シーケンス制御 | 配管 | 建築配管 |
| 半導体製品製造 | 集積回路チップ製造 | 型枠施工 | 型枠工事 |
| プリント配線板製造 | プリント配線板設計 | 鉄筋施工 | 鉄筋施工図作成 |
| | プリント配線板製造 | | 鉄筋組立て |
| 鉄道車両製造・整備 | 走行装置整備 | コンクリート圧送工 | コンクリート圧送工事 |
| | 鉄道車両点検・調整 | 防水施工 | アスファルト防水工事 |
| 時計修理 | 時計修理 | | 合成ゴム系シート防水工事 |
| 光学機器製造 | 光学機器組立て | | 塩化ビニル系シート防水工事 |
| 空気圧装置組立て | 空気圧装置組立て | | 改質アスファルトシートトーチ工防水工事 |
| 農業機械整備 | 農業機械整備 | ガラス施工 | ガラス工事 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工 | 機械・プラント製図 | 機械製図 CAD |
| 和裁 | 和服製作 | 金属材料試験 | 組織試験 |
| 帆布製品製造 | 帆布製品製造 | 塗装 | 鋼橋塗装 |
| 製版 | DTP | | |

(3) 3 級…………… 10 職種 12 作業(※は学科のみ実施)

| 職種名 | 作業名 | 職種名 | 作業名 |
|----------|------------|------------|------------|
| *造園 | *造園工事 | プリント配線板製造 | プリント配線板設計 |
| 機械加工 | 普通旋盤 | | プリント配線板製造 |
| 機械検査 | 機械検査 | 時計修理 | 時計修理 |
| *電子機器組立て | *電子機器組立て | 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工 |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て | プラスチック成形 | 射出成形 |
| | シーケンス制御 | 建築大工 | 大工工事 |

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）…………… 2 職種 3 作業

| 職種 | 作業 | 職種名 | 作業名 |
|----|--------|-----------|-----------|
| 製麺 | 機械生麺製造 | 樹脂接着剤注入施工 | 樹脂接着剤注入工事 |
| | 機械乾麺製造 | | |

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験により行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

| 区分 | 単位 | 金額 |
|---|----|---------|
| (1) 在校生である者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の4の上欄に掲げる検定職種のうち下欄に掲げる等級（以下「等級」という。）が3級に係るものを受験する場合（(3)に掲げる場合を除く。） | 1件 | 11,900円 |
| (2) 35歳未満である者で等級が2級又は3級を受験する場合 | 〃 | 8,900円 |
| (3) 35歳未満の在校生である者で等級が3級に係るものを受験する場合 | 〃 | 2,900円 |
| (4) (1)から(2)までに掲げるもの以外の者が受験する場合 | 〃 | 17,900円 |
| (備考) | | |
| 1 「在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設、同法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者（職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。） (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者 | | |
| 2 「35歳未満の者」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。 (1) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者 (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格を持って在留する以外の者 | | |

イ 実施期日

実技試験は、平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において、別途長野県職業能力開発協会（5の(2)を除き、以下「協会」という。）が指定する日時に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ平成29年11月27日（月）に協会に掲示するほか、別途協会から受検申請者あて送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

検定職種に応じ、次のとおりとする。

| 検定職種 | | 実施期日 |
|-----------|--|----------------------------|
| 1 級及び 2 級 | 機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 | 平成 30 年 1 月 21 日 (日) |
| 3 級 | 電気機器組立て | |
| 1 級及び 2 級 | 農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、防水施工、機械・プラント製図、さく井、工場板金、鉄道車両製造・整備、時計修理、パン製造 | 平成 30 年 1 月 28 日 (日) |
| 3 級 | 冷凍空気調和機器施工、造園、時計修理 | |
| 特級 | 全職種 | |
| 単一等級 | 製麺 | |
| 1 級及び 2 級 | 半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、帆布製品製造、製版、建築大工、かわらぶき、塗装、空気圧装置組立て、菓子製造、鉄筋施工、コンクリート圧送施工 | 平成 30 年 2 月 4 日 (日) |
| 3 級 | 機械加工、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、機械検査、電子機器組立て | |
| 単一等級 | 樹脂接着剤注入施工 | |

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途協会から通知する。

4 受検資格

(1) 特級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の規定に該当する者

(2) 1 級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 2 の規定に該当する者

(3) 2 級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 3 の規定に該当する者

(4) 3 級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 4 の規定に該当する者

(5) 単一等級の技能検定試験

法第 45 条及び省令第 64 条の 6 の規定に該当する者

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面の写し

ウ 下位級合格後の実務経験年数で受検をする場合は、その証明となる合格証書の写し

エ 資格を証する書面と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本

(2) 書類の提出先

長野県職業能力開発協会

所在地 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 688-2 長野県婦人会館 3 階

電話 026-234-9050

(3) 受付期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 29 年 10 月 13 日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝

日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。）

(4) その他

ア 特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、協会が定める方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要とする。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

イ 受検申請書及び受検案内書は、協会、長野県産業労働部人材育成課、長野県工科短期大学校、県内の技術専門校、長野県認定の職業能力開発校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 長野職業能力開発促進センター及び同松本訓練センターで配布する。

ウ 郵送により受検申請書等を請求する場合は、返信用封筒（切手 140 円分を貼ったもの）を同封の上、上記 5 の (2) の協会あて請求すること。

エ 受検申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表等

技能検定に合格した受検者の受検番号を、平成 30 年 3 月 16 日（金）に長野県庁東側掲示板、長野県工科短期大学校、県内の技術専門校、長野県認定の職業能力開発校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 長野職業能力開発促進センター及び同松本訓練センターに掲示するほか、長野県ホームページに掲載し、発表する。なお、合格者には直接通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されるほか、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長野県産業労働部人材育成課（電話：026-235-7202）又は協会（電話：026-234-9050）に問い合わせること。